

地方支分部局の整理について

地方分権改革推進委員会におかれては、5月30日に「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」を取りまとめられた。

この「基本的な考え方」においては、地方政府の確立、条例の上書き権を含めた条例制定権の拡大、地域間の財政力格差の縮小等とともに、国の地方支分部局等の廃止・縮小を打ち出した。

これは、これまでの地方六団体の主張と合致するものであり、国の地方支分部局の整理は、国と地方を通じた行財政改革と地方分権改革の双方を実現させる手段として、第二期地方分権改革において、最重点で行われるべき課題の一つである。

こうした中、6月5日に行われた地方分権改革推進委員会と地方六団体との意見交換において、丹羽委員長から、5月25日の経済財政諮問会議において有識者議員から提出された「国の出先機関の大胆な見直し」という提言について、地方六団体としての考え方を提示するよう要請された。

地方六団体は、今回、地方支分部局の整理を積極的に進めていく観点から、地方支分部局の整理に関する基本的な考え方を別紙のとおり取りまとめた。

地方分権改革推進委員会に検討が依頼された経済財政諮問会議の有識者議員案について、地方支分部局を整理するという基本的な方向性は理解するが、国の地方支分部局に関する情報が極めて乏しいことから、今後、地方支分部局に関する詳細な情報提供を求めたうえで、その抜本的な見直しに向けた検討を行うものである。

地方分権改革推進委員会におかれては、国の地方支分部局の抜本改革について、真の地方分権改革に資するという視点から、地方六団体と連携を図りながら、今後、改革に向けたロードマップを明確にしつつ、取り組むよう強く求める。

平成19年9月18日

地 方 六 団 体

全 国 知 事 会 会 長

麻 生 渡

全 国 都 道 府 県 議 会 議 長 会 会 長

家 元 丈 夫

全 国 市 長 会 会 長

佐 竹 敬 久

全 国 市 議 会 議 長 会 会 長

藤 田 博 之

全 国 町 村 会 会 長

山 本 文 男

全 国 町 村 議 会 議 長 会 会 長

原 伸 一

別 紙

地方支分部局の整理に関する基本的な考え方

- 1 地方支分部局の事務・権限等については、まず、その必要性について十分な精査を行い、不要な事務・権限等は廃止したうえで、さらに仕分けを行い、民間でできること、民間が行うに相応しいことは民間に委ねることとする。このような事務・権限等の精査を行い、なお実施すべきものについては、地方分権の視点から、地方が行うべきもの、地方でできることは地方で行うという考えのもとで、国と地方の役割分担の明確化を図ったうえで、地方に対して事務・権限等とそれに必要な財源とを一体的に移譲すべきである。

- 2 地方支分部局については、1の基本的な考え方に基づき、特に国と都道府県による二重行政の解消を図る観点から、以下の基本方針に従って、廃止、縮小すべきである。
 - ・都道府県単位の地方支分部局については、原則廃止
 - ・ブロック単位の地方支分部局については、地方でできるものは廃止
 - ・ただし、国の存立に関わる事務を取り扱う組織等は除く。

- 3 地方支分部局の廃止、事務・権限等の地方への移譲に伴う国の職員については、まず、国として組織・事務の徹底したスリム化を進め、その上で、地方として、必要な人員の受け入れについて、協力をするものとする。